

岡山県スポーツ少年団市町村育成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 各市町村スポーツ少年団の指導体制の強化と組織の質的向上を目指し、運営の円滑化を図りその機能を充実させること目的とする事業に対し、助成金を交付するものとし、この交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付申請)

第2条 この助成金の交付を受けようとする団体（以下「助成事業者」という。）は、助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付の上提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）

(対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、岡山県スポーツ少年団市町村育成事業実施要項の4に掲げる事業を行う際に要する次のものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（食糧費を除く）
- (4) 印刷製本費
- (5) 消耗品費
- (6) 役務費
- (7) 借上料
- (8) その他会長が適当と認める経費

(交付決定)

第4条 助成金交付申請書受理後、これを審査し、適当と認めたときは交付決定し、その旨を助成事業者に通知する。

(実施報告)

第5条 助成事業者は、事業終了後10日以内または助成申請年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式4）に次に掲げる書類を添付の上提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告（様式5）
- (2) 収支決算書（様式6）
- (3) その他必要な書類（スナップ写真・大会パンフレット等）

(助成金の額の確定等)

第6条 事業実績報告書受理後、これを審査し、その報告に係る実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、これを助成事業者に通知する。

2 助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

(助成金の請求)

第7条 助成事業者は、助成金を受けようとするときは、助成金請求書（様式7）を提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。